

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年5月16日（平成29年（行情）諮問第186号）

答申日：平成29年7月12日（平成29年度（行情）答申第153号）

事件名：特定の指針に基づき監督上の措置を受けた公益法人が提出した営利法人等への転換に向けた計画に関する書類等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が法務大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月27日付け法務省秘公第2号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人即ち開示請求者は、平成29年1月24日、行政文書開示請求書を法務大臣に提出した。この行政文書開示請求書における「請求する行政文書の名称等」には「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が法務大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面。」旨記載されている。

##### （2）行政文書不開示決定通知書の記載内容

この行政文書開示請求に対し、平成29年2月27日、行政文書不開示決定通知書が決定通知されている。行政文書不開示決定通知書における「不開示とした理由」として「請求に係る行政文書は保有しておらず、存在しないため。」旨記載されている。

### (3) 行政文書不開示決定通知書の記載内容の検討

しかし、上記不開示決定は不当である。まず、法務省傘下の公益法人において「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換させた公益法人の有無及び具体的内容を明確にしていきたい。

よって、平成29年1月26日受付第671号の行政文書の開示請求について、法9条2項の規定に基づきなされた行政文書不開示決定（法務省秘公第2号，平成29年2月27日）を取り消す旨の決定を求める。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 原処分について

審査請求人が平成29年1月26日付けで行った「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が法務大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」の開示請求に対し、処分庁は、請求に係る行政文書は作成又は取得しておらず、保有していないことから、法9条2項に基づき、行政文書不開示決定（平成29年2月27日付け法務省秘公第2号）を行った。

### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、平成29年4月17日付け審査請求書において、「行政文書不開示決定（法務省秘公第2号，平成29年2月27日）を取り消す旨の決定を求める。」とし、その理由として、「まず、法務省傘下の営利法人において「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換された公益法人の有無及びその具体的内容を明確にしていきたい」として審査請求を提起していることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

### 3 原処分の妥当性について

#### (1) 不開示情報該当性について

ア 処分庁においては、①「公益法人等の営利法人等への転換に関する指針」（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「転換指針」という。）以降、公益法人を所管していた省内の部局に対し、転換指針に基づき公益法人に対して営利法人等への転換を行うよう文書により監督上の措置を行った際の文書、②同措置を受けた公益法人から提出を受けた、営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面の保有の有無を照会した。

イ 上記アの照会の結果、本件対象文書は、法務省において開示請求書を受領した平成29年1月26日時点でその存在を確認することがで

きなかった。そのため、不開示情報に該当するか否かについては判断する必要がなかった。

ウ 審査請求人から審査請求がなされたことを受けて、諮問庁は処分庁に対し、過去に公益法人を所管していたか否かにかかわらず、省内の全ての部局における開示請求対象文書の保有状況を再確認させたが、開示請求対象文書の存在を確認することができなかった。

#### (2) 審査請求人のその他の主張について

そもそも開示請求対象文書が存在しないため、転換指針に基づいて営利法人等に転換された公益法人の有無及びその具体的内容を明確にされたいという主張を理由として原処分を取り消すことはできない。

また、法務省において所管していた公益法人の中で、営利法人等への転換が行われたものはない。

#### 4 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが適当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |               |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年5月16日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月26日    | 審議            |
| ④ | 同年7月10日    | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」も含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が法務大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は、保有しておらず、存在しないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示決定の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

###### (1) 諮問庁の説明の要旨

ア 処分庁においては、①転換指針以降、公益法人を所管していた省内の部局に対し、転換指針に基づき公益法人に対して営利法人等への転換を行うよう文書により監督上の措置を行った際の文書、②同措

置を受けた公益法人から提出を受けた，営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面の保有の有無を照会した。

イ 上記アの照会の結果，本件対象文書は，法務省において開示請求書を受領した平成29年1月26日時点でその存在を確認することができなかった。

ウ 審査請求人から審査請求がなされたことを受けて，諮問庁は処分庁に対し，過去に公益法人を所管していたか否かにかかわらず，省内の全ての部局における開示請求対象文書の保有状況を再確認させたが，開示請求対象文書の存在を確認することができなかった。

エ そもそも開示請求対象文書が存在しないため，転換指針に基づいて営利法人等に転換された公益法人の有無及びその具体的内容を明確にされたいという主張を理由として原処分を取り消すことはできない。

また，法務省において所管していた公益法人の中で，営利法人等への転換が行われたものはない。

## (2) 検討

ア 本件対象文書の探索の方法及び範囲について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，以下のとおりであった。

### (ア) 開示請求時

法務省本省における情報公開事務の窓口である大臣官房秘書課から，過去に公益法人を所管していた各部局（大臣官房秘書課，同司法法制部，民事局，刑事局，矯正局，保護局，人権擁護局及び入国管理局）に対し，「1998年（平成10年）以降，公益法人から営利法人等へ転換した法人」及び「転換した法人がある場合，その経緯が分かる行政文書」を照会した。各部局においては，執務室，書庫，職員の個人端末及び共有ドライブに対象文書が存在しないか探索したが，いずれの部局についても，「1998年（平成10年）以降，公益法人から営利法人等へ転換した法人」及び「転換した法人がある場合，その経緯が分かる行政文書」については存在しないとの回答であった。

### (イ) 審査請求後

内閣府における同種案件に関する情報公開・個人情報保護審査会の答申（平成28年度（行情）答申第655号。以下「先例答申」という。）の内容も踏まえ，過去に公益法人を所管していたか否かにかかわらず，法務省本省の全部局において，執務室，書庫，職員の個人端末及び共有ドライブに本件対象文書が存在しないか探索したが，存在しなかった。探索に当たっては，法務省大臣官房秘書課情報公開係において，平成9年度から平成24年度までの間に本省が所管していた公益法人の一覧を作成し，各部局に送付するととも

に、先例答申を送付し、探索が不十分であるとの指摘がなされないよう注意喚起した。

なお、法務省所管の公益法人の中に、営利法人等へ転換したものがないことについては、省内の各部局に照会を行ったほか、大臣官房秘書課において、「公益法人に関する年次報告」及び「特例民法法人に関する年次報告」を用いて確認した。

イ そこで検討すると、上記アの文書の探索の方法及び範囲については、特段の問題はないと認められ、その外、審査請求人から上記（１）の諮問庁の説明を覆すに足りる具体的な根拠は示されていないことも併せ考慮すると、法務省において本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であるとの諮問庁の説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、法務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史